

職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月二十日

広島県人事委員会

委員長 加藤 誠

広島県人事委員会規則第二十二号

職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第一条 職員の給与の支給に関する規則(昭和二十六年広島県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>2 (勤勉手当) 第二十七条 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ 勤務成績が特に優秀な職員 百分の百十五以上百分の百九十以下(特定幹部職員(給与条例第十八条第二号イに規定する特定幹部職員をいう。以下同じ)にあつては、百分の百四十一以上百分の二百三十以下)</p> <p>ロ 勤務成績が優秀な職員 百分の百三・五以上百分の百十五未満(特定幹部職員にあつては、百分の百二十六・五以上百分の百四十一未満)</p> <p>ハ 勤務成績が良好な職員 百分の九十二(特定幹部職員にあつては、百分の百九十二)</p> <p>ニ 勤務成績が良好でない職員 百分の九十二未満(特定幹部職員にあつては、百分の百九未満)</p> <p>4 一 (略) 二 (略) 三 (略) 四 (略)</p>	<p>2 (勤勉手当) 第二十七条 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ 勤務成績が特に優秀な職員 百分の百十二・五以上百分の百八十五以下(特定幹部職員(給与条例第十八条第二号イに規定する特定幹部職員をいう。以下同じ)にあつては、百分の百三十八・五以上百分の二百二十五以下)</p> <p>ロ 勤務成績が優秀な職員 百分の百一以上百分の百十二・五未満(特定幹部職員にあつては、百分の百二十四以上百分の百三十八・五未満)</p> <p>ハ 勤務成績が良好な職員 百分の八十九・五(特定幹部職員にあつては、百分の百六・五)</p> <p>ニ 勤務成績が良好でない職員 百分の八十九・五未満(特定幹部職員にあつては、百分の百六・五未満)</p> <p>4 一 (略) 二 (略) 三 (略) 四 (略)</p>

第二条 職員の給与の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>2 (期末手当) 第二十六条 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>2 (期末手当) 第二十六条 (略)</p> <p>3 (略)</p>

一 (略)

二一四 (略)

4 期末手当基準日の前日から前年の十二月二日又はその年の三月二日若しくは六月二日までの間において給与条例第二十一条第三項に規定する休職の期間があつた職員で、前項の規定により算出された在職期間が一箇月十五日未満(期末手当基準日が十二月一日であるときは、三箇月未満)となるものの当該在職期間は、一箇月十五日(期末手当基準日が十二月一日であるときは、三箇月)とする。ただし、期末手当基準日の前日から前年の十二月二日又はその年の三月二日若しくは六月二日までの間において、給与条例第二十一条第三項に規定する休職にされていた期間のほかに専従許可を受け、自己啓発等休業をし、配偶者同行休業をし、育児休業をし、第二号介護休暇を受け、大学院修学休業をし、停職にされ、若しくは刑事事件に関し休職にされていた期間があつた職員又は採用日以降の期間が一箇月十五日未満(期末手当基準日が十二月一日であるときは、三箇月未満)である職員にあつては、この限りでない。

5一7 (略)

第二十六条の十 給与条例第二十一条第六項に規定する「人事委員会規則で定める者」は、期末手当基準日以前三箇月以内(期末手当基準日が十二月一日であるときは、六箇月以内)において、同条第三項に規定する休職にされていた期間のほかに専従許可を受け、自己啓発等休業をし、配偶者同行休業をし、育児休業をし、第二号介護休暇を受け、大学院修学休業をし、停職にされ、若しくは刑事事件に関し休職にされていた期間があつた職員又は採用日以降の期間が一箇月十五日未満(期末手当基準日が十二月一日であるときは、三箇月未満)である職員とする。

2 (略)

(勤勉手当)
第二十七条 (略)

2一7 (略)

8 (略)

一一三 (略)

一 (略)

二一五 (略)

4 期末手当基準日の前日から前年の十二月二日又はその年の三月二日若しくは六月二日までの間において給与条例第二十一条第三項に規定する休職の期間があつた職員で、前項の規定により算出された在職期間が一箇月十五日未満(期末手当基準日が十二月一日であるときは、三箇月未満)となるものの当該在職期間は、一箇月十五日(期末手当基準日が十二月一日であるときは、三箇月)とする。ただし、期末手当基準日の前日から前年の十二月二日又はその年の三月二日若しくは六月二日までの間において、給与条例第二十一条第三項に規定する休職にされていた期間のほかに専従許可を受け、自己啓発等休業をし、配偶者同行休業をし、育児休業をし、第二号介護休暇を受け、大学院修学休業をし、停職にされ、若しくは刑事事件に関し休職にされていた期間、若しくは給与条例第二十条に規定する職員(勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者を除く。)として勤務した期間があつた職員又は採用日以降の期間が一箇月十五日未満(期末手当基準日が十二月一日であるときは、三箇月未満)である職員にあつては、この限りでない。

5一7 (略)

第二十六条の十 給与条例第二十一条第六項に規定する「人事委員会規則で定める者」は、期末手当基準日以前三箇月以内(期末手当基準日が十二月一日であるときは、六箇月以内)において、同条第三項に規定する休職にされていた期間のほかに専従許可を受け、自己啓発等休業をし、配偶者同行休業をし、育児休業をし、第二号介護休暇を受け、大学院修学休業をし、停職にされ、若しくは刑事事件に関し休職にされていた期間、若しくは給与条例第二十条に規定する職員(勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者を除く。)として勤務した期間があつた職員又は採用日以降の期間が一箇月十五日未満(期末手当基準日が十二月一日であるときは、三箇月未満)である職員とする。

2 (略)

(勤勉手当)
第二十七条 (略)

2一7 (略)

8 (略)

一一三 (略)

四 給与条例第二十条に規定する職員(勤務

四九
9・10 (略)

五十一
9・10 (略)

日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者を除く。)として在職していた期間

(市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則の一部を改正する規則)

第三条 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則(昭和三十三年広島県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別記様式（第4条関係）

多学年学級担当勤務実績簿

____年 ____月分	学校名		職名		氏名	
--------------	-----	--	----	--	----	--

(略)

備考 (略)

改正前

別記様式（第4条関係）

多学年学級担当勤務実績簿

平成 ____年 ____月分	学校名		職名		氏名	
-----------------	-----	--	----	--	----	--

(略)

備考 (略)

(職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第四条 職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則(平成十八年広島県人事委員会規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (勤勉手当の成績率に関する特例)(略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ 勤務成績が特に優秀な職員 百分の百十五</p> <p>ロ 勤務成績が優秀な職員 百分の百三・五</p> <p>ハ 勤務成績が良好な職員 百分の九十五</p> <p>二 (略)</p> <p>3 (派遣職員等の成績率に関する特例)</p> <p>長期にわたる派遣その他の事由により、前項第一号の規定によることが適当でないと人事委員会が認める職員に対する勤勉手当の勤務成績による割合については、当分の間、百分の九十五以上百分の百三・五未満の範囲内で任命権者があらかじめ人事委員会と協議して定める割合とする。</p>	<p>附則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (勤勉手当の成績率に関する特例)(略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ 勤務成績が特に優秀な職員 百分の百十二・五</p> <p>ロ 勤務成績が優秀な職員 百分の百一</p> <p>ハ 勤務成績が良好な職員 百分の九十二・五</p> <p>二 (略)</p> <p>3 (派遣職員等の成績率に関する特例)</p> <p>長期にわたる派遣その他の事由により、前項第一号の規定によることが適当でないと人事委員会が認める職員に対する勤勉手当の勤務成績による割合については、当分の間、百分の九十二・五以上百分の百一未満の範囲内で任命権者があらかじめ人事委員会と協議して定める割合とする。</p>

附則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定及び附則第三項から第十項までの規定は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の職員の給与の支給に関する規則並びに第四条の規定による改正後の職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。
- 3 (職員の給料の調整額に関する経過措置)
当分の間、職員の給与の支給に関する規則(以下「給与規則」という。)第十五条第二項の規定の適用については、同項中「調整数を乗じて得た額」とあるのは、「調整数を乗じて得た額に百分の百一・三を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」とする。ただし、同項に規定する調整基本額が給料月額額の百分の四・五を超える場合を除く。

- 4 当分の間、職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則(平成二十八年広島県人事委員会規則第八号)附則第四項の規定の適用については、同項中「調整数を乗

じて得た額」とあるのは「調整数を乗じて得た額に百分の百一・三を乗じて得た額」と、「勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」とあるのは、「勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額」とする。

5 前二項の規定（附則第三項ただし書きを除く。）は、次に掲げる手当の算定の基礎となる給料の月額に含まれる給料の調整額には適用しない。

一 職員の給与に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十二号。以下「給与条例」という。）第十四条の二に規定する特勤勤務手当

二 給与条例第十四条の三に規定する特勤勤務手当に準ずる手当
（職員の時間外勤務手当等の算定に関する経過措置）

6 当分の間、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和元年広島県条例第三十六号。以下「令和元年一部改正条例」という。）附則第三条第一項並びに附則第三項及び第四項の規定（附則第三項ただし書きを除く。）は、次に掲げる手当の算定の基礎となる給料の月額には適用しない。

一 給与規則第二十四条第四項第二号に規定する特勤勤務手当
二 給与規則第二十四条第四項第三号に規定する特勤勤務手当に準ずる手当

三 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則（以下「市町給与規則」という。）第十三条の規定により給与規則第二十四条第四項第二号に規定する特勤勤務手当を読み替えて適用するべき地手当

四 市町給与規則第十三条の規定により給与規則第二十四条第四項第三号に規定する特勤勤務手当に準ずる手当を読み替えて適用するべき地手当に準ずる手当
（臨時的任用の職員の期末手当及び勤勉手当に関する経過措置）

7 令和二年四月一日の前日の属する月以前において臨時的任用の職員（臨時的任用の職員であつて、給与条例の規定を適用することが適当でない者として令和元年一部改正条例第二条の規定による改正前の給与条例第二十条の規定の適用を受けていたもののうち、令和二年四月一日前において、給与条例第十八条に規定する期末手当及び給与条例第十八条の四に規定する勤勉手当の支給の対象とされていなかった臨時的任用の職員に限る。）として在職していた者の在職期間の取扱いについては、第二条の規定による改正後の給与規則第二十六条第三項及び第四項、第二十六条の十第一項並びに第二十七条第八項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

（市町立学校職員の給料の調整額に関する経過措置）

8 当分の間、市町給与規則第三条第二項の規定の適用については、同項中「調整数を乗じて得た額」とあるのは、「調整数を乗じて得た額に百分の百一・三を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。ただし、同項に規定する調整基本額が給料月額の百分の四・五を超える場合を除く。

9 前項の規定（前項ただし書きを除く。）は、次に掲げる手当の算定の基礎となる給料

の月額に含まれる給料の調整額には適用しない。

一 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和二十八年広島県条例第四十九号。以下「市町給与条例」という。）第九条に規定するへき地手当

二 市町給与条例第十条に規定するへき地手当に準ずる手当

（市町立学校職員の時間外勤務手当等の算定に関する経過措置）

10 当分の間、市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（令和元年広島県条例第三十七号）附則第三条第一項及び附則第八項の規定（附則第八項ただし書を除く。）は、次に掲げる手当の算定の基礎となる給料の月額には適用しない。

一 市町給与規則第十三条の規定により給与規則第二十四条第四項第二号に規定する特地勤務手当を読み替えて適用するへき地手当

二 市町給与規則第十三条の規定により給与規則第二十四条第四項第三号に規定する特地勤務手当に準ずる手当を読み替えて適用するへき地手当に準ずる手当